

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ

令和 7 年分年末調整に関する税制改正についてのご案内

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和 7 年度税制改正により、所得税の基礎控除等の見直しや「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これにより、令和 7 年 12 月に行う年末調整など、令和 7 年 12 月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

つきましては、令和 7 年度の税制改正の概要および対応スケジュール、留意事項について、ご案内申し上げます。

1. 令和 7 年度税制改正 所得税の年末調整に関する改正の概要

次の改正は、原則として令和 7 年 12 月 1 日に施行され、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

- 詳細は国税庁ホームページの「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」等をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)

<① 基礎控除の見直し>

次のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) (注 3)		基礎控除額		改正前
		改正後 (注 1)		
		令和 7・8 年分	令和 9 年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95 万円 (注 2)		48 万円
132 万円超 (200 万 3,999 円超	336 万円以下 475 万 1,999 円以下)	88 万円(注 2)	58 万円	
336 万円超 (475 万 1,999 円超	489 万円以下 665 万 5,556 円以下)	68 万円(注 2)		
489 万円超 (665 万 5,556 円超	655 万円以下 850 万円以下)	63 万円(注 2)		
655 万円超 (850 万円超	2,350 万円以下 2,545 万円以下)	58 万円		

(注1) 改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

(注2) 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。

なお、この加算は居住者についてのみ適用があります。

(注3) 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※ 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※ 特定支出控除は確定申告時に適用できる制度です。

<② 給与所得控除の見直し>

給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

給与の収入金額		給与所得控除額	
		改正後	改正前
162 万 5,000 円以下		65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超	180 万円以下		その収入金額×40%－10 万円
180 万円超	190 万円以下		その収入金額×30%＋8 万円

(注) 給与の収入金額 190 万円超の場合の給与所得金額に改正はありません。

上記に伴い、令和 7 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

<年収の壁の引き上げ>

改正前の基礎控除額（48 万円）と給与所得控除の最低保障額（55 万円）の合計は 103 万円だったため、年収 103 万円までは所得税がかかりませんでした（いわゆる 103 万円の壁）。令和 7 年以後は、①と②の改正で基礎控除額と給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことにより、年収 160 万円までは所得税がかからなくなるため、年収の壁も「160 万円の壁」に引き上げられます。

<③ 特定親族特別控除の創設>

特定親族を有する場合には、総所得金額等から特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた次の表の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族とは】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

なお、親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります。

(年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は 63 万円です。)

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) (注)		特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

<④ 扶養親族等の所得要件の改正>

上記①の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件（注 1） （収入が給与だけの場合の収入金額）（注 2）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

（注1） 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

（注2） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

■ ①～④の改正に関する留意点 ■

令和 7 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際にこれらの改正が適用されます。

<⑤ 令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」の改正>

基礎控除額の改正に伴い、令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」について、所要の改正が行われました。

令和 8 年分以後の源泉徴収事務においては「源泉控除対象配偶者」と「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定します。

※源泉控除対象親族は次の①または②に該当する方を指します。

①控除対象扶養親族

②居住者と生計を一にする親族のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人

2. システムの対応スケジュールについて

令和 7 年年末調整につきましては、改正への対応を行うため、以下のスケジュールでリリースを行う予定です。

リリース時期	リリース内容
令和 7 年 11 月上旬	令和 7 年 年末調整計算対応プログラム 改正に対応した登録項目の追加 ・扶養親族区分 ・扶養親族等の所得の見積額登録項目 等 改正後の年末調整関係帳票の作成 ・源泉徴収簿 ・源泉徴収票 ・年調一覧表 等 令和 8 年分源泉徴収税額表対応

3. 令和 7 年分の年末調整における留意事項

- 上記 1.②給与所得控除および④扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和 7 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和 7 年 12 月 1 日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

- 年末調整において、上記 1.③の特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

※「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は従来の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」との兼用様式となりますので、実際には「令和 7 年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を提出することになります。

- 令和 7 年分の最後の給与等が、令和 7 年 11 月 30 日以前に支払われた従業員の年末調整においては、上記 1 の改正内容は適用されません。そのような従業員の方が改正後の控除等を受けるためには、年末調整後に確定申告をする必要があります。

例えば、令和 7 年 11 月から休職し、令和 7 年分の最後の給与の支給日が令和 7 年 11 月 25 日であった従業員については、令和 7 年 12 月に年末調整を行うとしても、改正前の控除等を適用することになります。

以上